

光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等 の開示の在り方に関する検討会 (第2回) 事業者ヒアリング資料

2024年2月16日

株式会社NTTドコモ／NTTコミュニケーションズ株式会社

■ 貸出等の現状

当社グループの伝送路設備（光ファイバ・収容空間）は、通信設備ビル間の（基幹網）伝送路、基地局や通信トラヒックを集約する通信設備ビル向け及び自社データセンタ（DC）向け伝送路で構成されているが、他者に貸与することを前提として構築した設備ではないため、貸与要望自体が少なく、貸与実績も少ない状況

- ✓ 光ファイバ：自社通信サービス用途で構築したものであり、原則として貸出を実施していない（DC向け伝送路において例外的に貸出を実施するケースあり）
- ✓ 収容空間（管路、とう道）：総務省「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の規定に基づき、認定事業者様からの要望に応じて貸出を実施

種別	貸与の状況	
	対応状況	貸与実績
光ファイバ（ダークファイバ）	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として貸出を実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> • 年間の貸出要望数、貸出数ともにそれぞれ数件程度
収容空間（管路・とう道）	<ul style="list-style-type: none"> • 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの規定に基づき貸与を実施 	

- なお、収容空間の貸出を実施する際、起点及び終点の住所、線路長、使用料金を開示するが、ルート情報は非開示

2. 本施策の実施目的および検討スコープの明確化について

■ 「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日 規制改革推進会議）抜粋

a（令和5年度措置を求めるもの）

総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。

i（令和5年度検討・一定の結論、令和6年度以降可能なものから順次措置を求めるもの）

総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を規定済だが、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線・收容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線・收容空間の位置や空き容量等の情報をインターネット上で開示することも含めて、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

検討を進めるに際して以下の明確化が必要ではないか

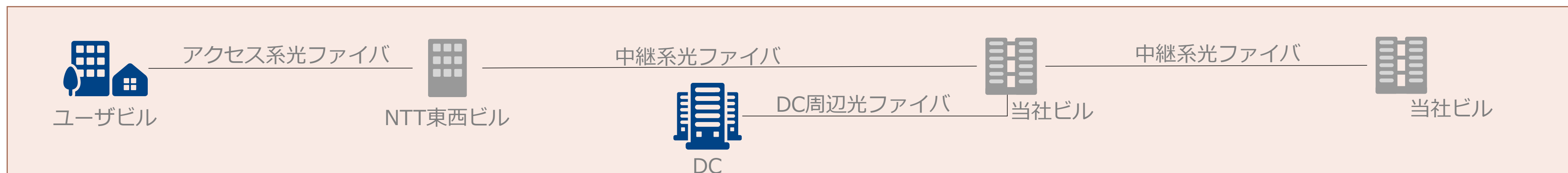
① 本施策の実施目的：

データセンタ（DC）事業者、DCへの専用線サービス等を提供する事業者等、いずれの事業環境を改善するものか

データセンタ（DC）事業者（特に地方DC運営事業者）からも課題等をヒアリングしてはどうか

② 情報開示を検討するスコープの明確化：

アクセス系（通信局舎～DC含むユーザビル間） / 中継系（県間を含む通信局舎間） / DC周辺



- 光ファイバ・収容空間の位置や空き容量等の情報のインターネット上での開示について
 - ✓ 公共性の高い携帯電話サービス、および各行政機関様や他の指定公共機関様を含む多数のユーザへ回線サービス等を提供中であり、当該サービスで使用している光ファイバ芯線や収容空間の位置（ルート）情報を第三者へ開示することは安全保障やセキュリティ面で重大なリスクが生じる可能性がある
 - ✓ 設備の空き状況等の情報はシステムでの一元管理がされておらず、また、災害時の信頼性向上に向けた伝送路構成の変更や通信局舎の集約・廃止新設など全国規模でのネットワークデザインの見直し等の検討を進めており、仮に設備の空きがあったとしても貸出可能期間についての確約が困難な場合がある

当社グループの携帯電話サービスおよび専用線等の電気通信サービスの継続提供にリスクを生じる可能性があることから、安全保障やセキュリティ面や、利用者への影響を考慮すると慎重な検討が必要ではないか

- 貸出申請・使用手続のオンライン化、ワンストッププラットフォームの構築について
 - ✓ 事業者横断のプラットフォームの構築については、システム対応費用の懸念もあり、貸出を拡大したい希望事業者を中心としたスキームを検討することが現実的ではないか
 - ✓ 借り手側の負担軽減の観点から、例えば貸出申請時の書類様式の共通化やオンライン化、調査期間の短縮について公益事業者間で検討を進めることについて、実現に向けて協力させていただきたい